

あなたの国民年金

パート③

ねんきんななちゃん



保険料を忘れずに!

国民年金は、老後はもちろん、障害や死亡といった万一のときにもあなたの生活を支えます。

保険料を納め忘れたり納付期限を過ぎてしまうと年金を受けとれなくなってしまう場合があります。国民年金保険料の月額が13,300円。保険料は納期までにきちんと納めましょう。

Q 割引はないの？



前納割引があります。

平成15年3月までの保険料を前もって一度に納めると割引があり、とってもお得です。

(平成14年度 保険料年額159,600円)

前納する月	14年4月	14年5月	14年6月	14年7月	14年8月	14年9月
前納額(円)	156,770	143,940	131,060	118,150	105,190	92,190
割引額(円)	2,830	2,360	1,940	1,550	1,210	910
前納する月	14年10月	14年11月	14年12月	15年1月	15年2月	15年3月
前納額(円)	79,150	66,070	52,940	39,770	26,560	13,300
割引額(円)	650	430	260	130	40	0

Q 毎月、納めに行くのがめんどうなんだけど？



口座振替が便利です。

毎月自動的に引き落とされますので納めに行く手間が省けます。また、うっかり納め忘れることもないので安心です。



Q 学生なので保険料が納められないのですが？



学生本人の前年所得が68万円以下なら、学生納付特例制度があり、卒業後に後払いできます。

学生納付制度が認められた期間は、10年以内であればあとから納める(追納する)ことができますので、卒業したら必ず納めましょう。(ただし、2年以上過ぎた期間の分については加算額がつきます。)

Q 自営業などで保険料を納めるのが困難なときは？



免除申請制度をご利用ください。(次のような人は、申請して承認を受けると保険料が免除されます。)

- ・所得が少なく、保険料を納める余裕がない。
- ・失業や営業不振などで、保険料を納めることが出来ない。
- ・病気やケガで経済的に困っているなど。